

# 柏市立図書館・学校図書館連絡検討会設置要領

制定 平成20年3月31日

施行 平成20年3月31日

## (目的及び設置)

第1条 柏市立図書館と学校図書館の間で、それぞれの情報を交換し、相互理解の下、お互いの課題解決に向けて連携を図っていくことを目的に、柏市立図書館・学校図書館連絡検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (検討事項等)

第2条 検討会では、次の事項を検討する。

- (1) 図書館と学校図書館の間の情報提供及び協議に関すること。
- (2) 子ども読書活動推進計画に基づく各種事業の進捗状況に関すること。
- (3) 図書館からの団体貸出等の連絡調整に関すること。
- (4) その他、緊急の課題に関すること。

## (組織等)

第3条 検討会の構成等は、次によるものとする。

- (1) 検討会の委員は、柏市立図書館職員及び市内学校図書館関係者等とする。
- (2) 座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により定める。
- (3) 座長は、検討会を統括する。
- (4) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (5) 検討会の委員は次に掲げる者とする。
  - ア 図書館長及びその指名する職員
  - イ 学校指導担当課長及びその指名する指導主事・学校図書館アドバイザー等
  - ウ 校長会が推薦する校長
  - エ 教頭会が推薦する教頭
  - オ 教務主任会が推薦する教務主任
  - カ 小学校の司書教諭のうち学校指導担当課長が指名する者

キ 中学校の司書教諭のうち学校指導担当課長が指名する者  
ク 市立柏高等学校の学校図書館の業務を担当する職員

(会議)

#### 第4条

(1) 会議は、座長が招集し、必要に応じ開催する。

(2) 座長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

#### 第5条

座長は、検討会の求めに応じ、随時報告する。

(事務局)

#### 第6条

検討会の事務局は、柏市立図書館とする。

(雑則)

#### 第7条

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月 1日から施行する。